

加古川市住生活基本計画等策定委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 1 日
都市計画部長決定

(目的)

第 1 条 加古川市住生活基本計画、加古川市公営住宅等長寿命化計画及び(仮称)加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画の策定にあたり、幅広い意見を聴取し、計画の充実に
図るため、加古川市住生活基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加古川市住生活基本計画案について意見を述べること
- (2) 加古川市公営住宅等長寿命化計画案について意見を述べること
- (3) (仮称)加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画案について意見を述べること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から、第 2 条に掲げる所掌事務が終了する日
までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その
職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴
くことができる。

(報償)

第 7 条 委員長及び委員の報償の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 日額 11,000 円
- (2) 委員 日額 9,000 円

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市計画部住宅政策課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に掲げる所掌事務が終了する日をもってその効力を失う。